

果樹共済で 経営の安定を



長野県農業共済組合
(NOSAI 長野)

備えの種をまこう。



果樹共済が変わります

平成 29 年 6 月の通常国会において「農業災害補償制度の見直し」法案が成立し、平成 30 年 4 月より新たな NOSAI 制度がスタートします。

農業者の減少・高齢化等時代の変化を踏まえ、農業者のサービス向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減を進めます。また、農業者ごとの収入全体に総合的に対応する収入保険制度が始まります。

〈変更点〉

1 果樹共済では、損害評価員さんの負担が大きい**特定危険方式や樹園地単位方式が移行期間を経て平成 34 年産から廃止**されます。

現在、特定危険方式や樹園地単位方式にご加入されている方は、**半相殺総合方式への移行、または収入保険制度への加入**をお願いします。

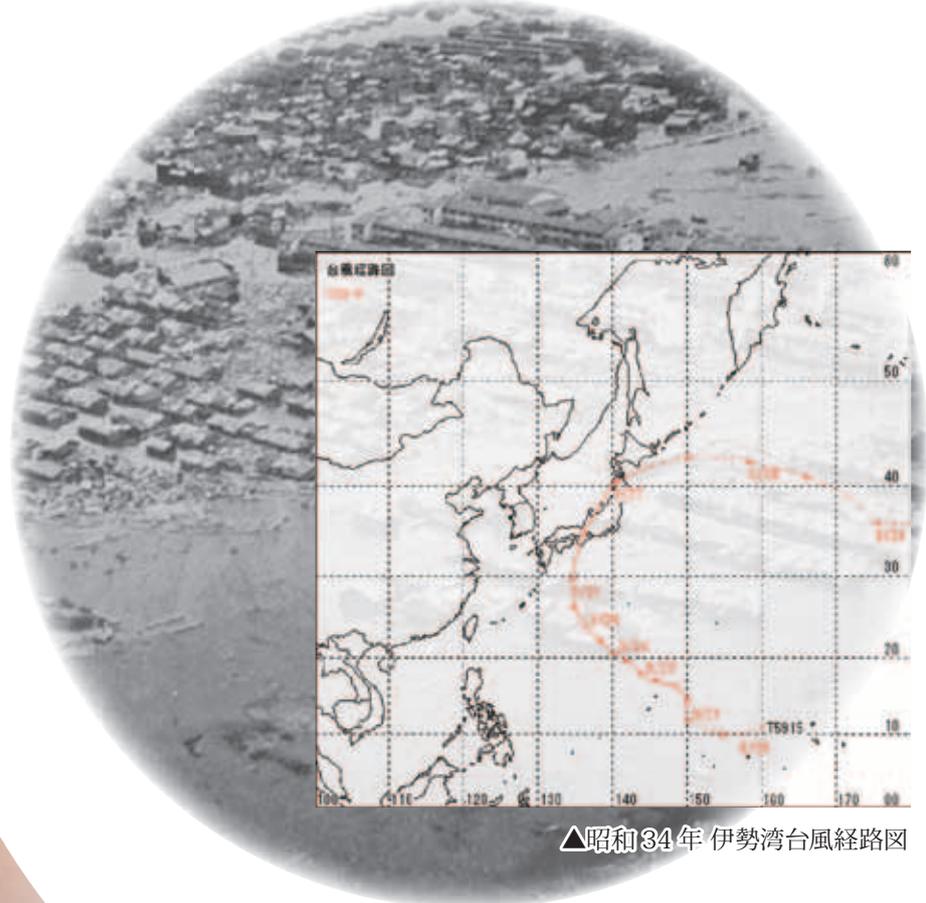
(注) 収入保険制度は平成 31 年産から開始。青色申告実施者を対象とします。

2 被害率に応じた個人ごとの掛金率設定が全ての樹種に適用されます。

制度の概要

果樹共済は、昭和 34 年の伊勢湾台風により果樹産地が甚大な被害に見舞われたことから、被災農家及び関係団体等から国に対して強い要望があったことにより、農業災害対策の柱として農業保険法に基づき実施される農業共済制度の事業の 1 つです。

農家の経営の安定のために、農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに農業経営を守る、相互扶助を基本としています。



△昭和 34 年 伊勢湾台風経路図

果樹共済の特徴

- ①自然災害による果実の減収を補償する唯一の保険制度です。
- ②加入方式により地域の状況や生産者の経営方針に沿った引受が可能です。

〈 加入方式とその内容 〉

種 類		補償期間	対象となる共済事故	支払対象	33年産まで	34年産～	
半相殺方式	減収総合方式	一般方式	花芽の形成期～収穫期 自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	3割を超える損害	○	○	
		短縮方式			発芽期～収穫期	○	○
	特定危険方式	暴風雨方式	発芽期～収穫期	暴風雨による果実の減収（最大風速 13.9m 毎秒以上、最大瞬間風速 20m 毎秒以上）	2割を超える損害	○	×
		2セット方式（暴風雨+ひょう害）		暴風雨、降ひょうによる果実の減収		○	×
		3セット方式（暴風雨+ひょう害+凍霜害）		暴風雨、降ひょう、又は凍傷もしくは降霜による果実の減収		○	×
	樹園地単位方式	減収総合方式	一般方式	花芽の形成期～収穫期 自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	4割を超える損害	△	×
短縮方式			発芽期～収穫期			○	×
特定危険方式		暴風雨方式	発芽期～収穫期	暴風雨による果実の減収（最大風速 13.9m 毎秒以上、最大瞬間風速 20m 毎秒以上）	3割を超える損害	○	×
		2セット方式（暴風雨+ひょう害）		暴風雨、降ひょうによる果実の減収		○	×
		3セット方式（暴風雨+ひょう害+凍霜害）		暴風雨、降ひょう、又は凍傷もしくは降霜による果実の減収		○	×
災害収入方式		花芽の形成期～収穫期	果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少	2割を超える損害	○	○	
全相殺方式		花芽の形成期～収穫期	収穫量の相当部分が共同出荷されており、農家単位で損害を把握する	2割を超える損害	△	○	

○…現在実施方式
△…現在未実施方式
×…廃止されます

- ※半相殺方式：農家単位で、被害樹園地の減収分のみにより損害を把握する仕組み
- ※樹園地単位方式：樹園地単位で、被害樹園地の減収分により損害を把握する仕組み
- ※災害収入共済方式：JA 等の出荷資料から収穫量及び生産金額を適正に把握する仕組み

- ③農家の掛金負担を軽減するため、国が共済掛金の半分を負担しています。
また、市町村においても掛金に対して助成をしています。

～市町村の果樹共済助成措置実施状況一覧表～

地域センター名	市町村名	29年度助成内容
東信	小諸市 佐久市 佐久穂町	農家負担掛金の20%
	上田市 長和町 青木村 千曲市 坂城町	農家負担掛金の25%
	立科町 東御市	(農家負担掛金+賦課金総額)の25%
	10	
南信	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 伊那市 駒ヶ根市 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 飯田市 高森町 阿南町 阿智村 下條村 売木村 泰阜村 喬木村	農家負担掛金の20%
	松川町 豊丘村	農家負担掛金の30%
	22	
	中信	生坂村
松本市 麻績村 山形村 筑北村 大町市 池田町 松川村		(農家負担掛金+賦課金総額)の30%
安曇野市		(農家負担掛金+賦課金総額)の33.3%
朝日村		(農家負担掛金+賦課金総額)の平均38.2%
塩尻市		(農家負担掛金+賦課金総額)の50%
11		
北信	長野市 須坂市 小布施町 小川村 飯綱町 中野市	農家掛金の20%
	高山村	”(認定農業者には+8%)
	山ノ内町	(農家掛金+賦課金総額)の15%
	8	
県計	県下77市町村中果樹栽培のある51市町村で補助	

- ④りんご、ぶどう、なし、もも、かきについて、特定の防災施設（防霜ファン等）が設置されている園地について、共済掛金の割引（防災施設割引）を受けることができます。

〈割引率〉

樹種	防災施設	特定危険方式以外の方式	特定危険方式〈割引率〉		
			暴風雨	2セット	3セット
りんご	暴風ネット	5%	40%	25%	20%
	防霜ファン	5%			20%
ぶどう	暴風ネット	5%	40%	25%	20%
	雨よけハウス	30%			
なし	暴風ネット	5%	40%	20%	20%
	防霜ファン	5%			20%
もも	暴風ネット	5%	40%	20%	20%
	防霜ファン	5%			20%
かき	暴風ネット	5%	40%	20%	20%
	防霜ファン	5%			20%

※このほか、樹種により多目的ネットや防鳥ネットなど、割引の対象となる防災施設もあります。

加入できるのは

果樹の種類「りんご、ぶどう、なし、もも、かき、すもも」の類ごと（災害収入共済方式においては種類ごと）に5a以上栽培している農家です。ただし、特定危険方式は、20a以上で、かつ5年以上栽培経験がある場合に加入できます。

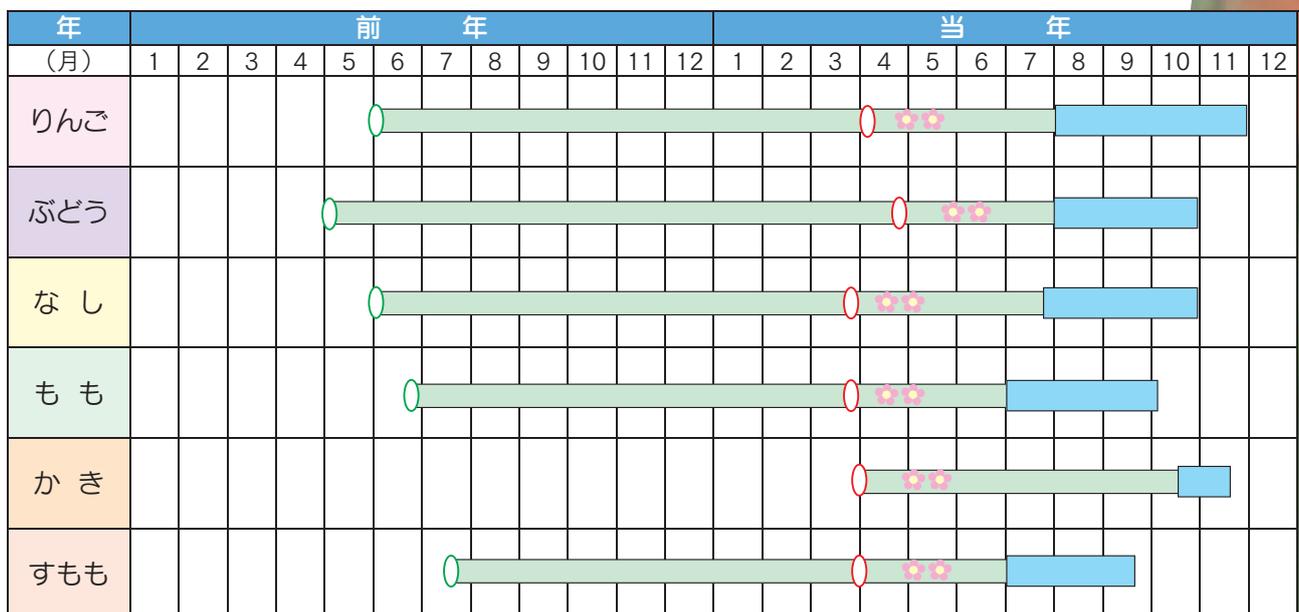
〈加入できる主な品目〉

樹種	区分	主な品種
りんご	1 類	つがる、芳明、さんさ、シナノレッド、夏明、祝、あかね
	2 類	シナノスイート、秋映、シナノドルチェ、シナノゴールド
	3 類	ふじ、玉林、ぐんま名月、あいかの香り、シナノホッペ
ぶどう	1 類	デラウェア、ヒムロッド
	2 類	キャンベルアーリー、ポートランド
	3 類	巨峰、ピオーネ、シャインマスカット、ナガノパープル、メルロー、シャルドネ
なし	1 類	幸水、新水、オーロラ
	2 類	豊水、廿世紀（サンセーキ）
	3 類	南水、あきづき、ラ・フランス、ル・レクチェ
もも	1 類	生食用早生の品種（7月末までに収穫の品種）
	2 類	生食用中生の品種及び晩生の品種
	3 類	加工用の品種
かき	2 類	市田柿、平核無
すもも		大石早生、ソルダム、太陽、秋姫、貴陽、サンプルーン

共済責任期間は

半相殺減収総合一般方式、全相殺方式及び災害収入共済方式においては花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をする期間

半相殺減収総合短縮方式及び特定危険方式においては、発芽期から当該発芽期の属する年の果実の収穫をする期間



○ … 花芽の形成期 ○ … 発芽期 ✿ … 開花期 ■ … 収穫期

共済金額（補償金額）は

標準収穫量×kg当たり価格×選択割合

- ※ 標準収穫量（平年収量）は、地域センターごとに品種・樹齢・栽培形態ごとに定められています。
- ※ kg当たり価格は、過去一定年間における平均価格を基に毎年国から示されます。
- ※ 選択割合は、最低割合 40% から半相殺特定危険方式、災害収入共済方式は 80%、半相殺総合方式及び樹園地特定危険方式は 70%、樹園地総合方式は 60% を最高に農家が選択できます。

（計算例）半相殺総合方式で選択割合 70% の場合（品種：ふじ）
 $3,000\text{kg} \times 209 \text{円} \times 70\% = 438,000 \text{円}$ （千円単位とする）

共済掛金（農家負担共済掛金）は

共済金額×掛金率－国の負担額（国が半額を負担します）

- ※ 防災施設を設置している園地については、共済掛金が割引となります。

（計算例）上記の例で掛金率を 5.8% とした場合

共済掛金： $438,000 \text{円} \times 5.8\% = 25,404 \text{円}$

農家負担掛金： $25,404 \text{円} - 25,404 \times 50\%$ （国の負担額） $= 12,702 \text{円}$

共済金の支払いは

共済金額×支払割合

共済目的の種類等ごとの損害割合が一定割合を超える被害が発生した場合に、共済金額に損害割合に応じた支払割合を乗じて算出される額が共済金として支払われます。

〈 損害割合に応じた共済金の支払割合 〉

区分		損害割合（％）								
		21	31	41	50	60	70	80	90	100
共 済 金 支 払 割 合 （％）	樹園地総合方式			1	17	33	50	67	83	100
	半相殺総合方式		1	14	29	43	57	71	86	100
	樹園地特定危険方式									
	半相殺特定危険方式	1	13	25	38	50	63	75	88	100

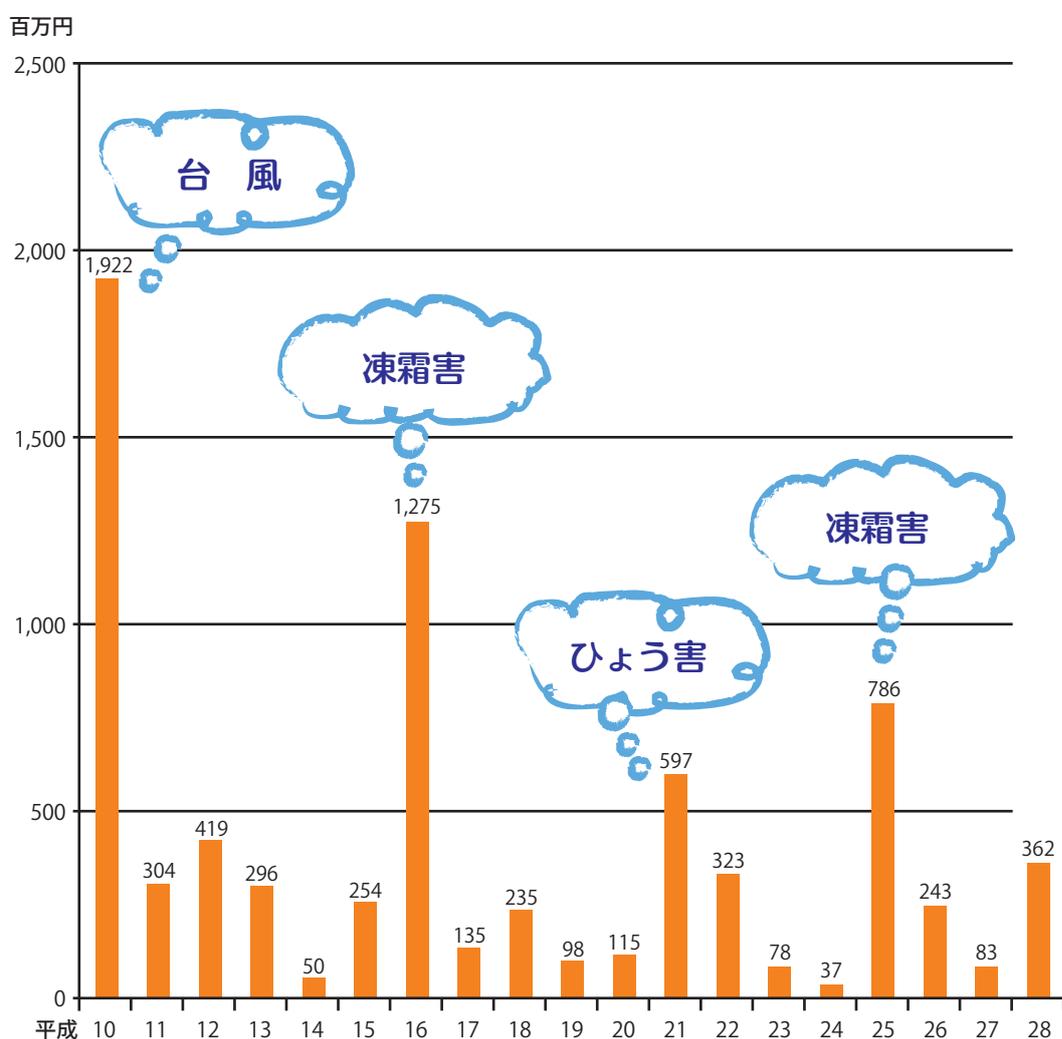
（計算例）上記の例で損害 50% とした場合（半相殺総合方式）
 $438,000 \text{円} \times 29\% = 127,020 \text{円}$

〈 被害ランキング 〉

	台 風（風害）	億円	凍霜害	億円	ひょう害	億円
第 1 位	昭和 57 年台風 10 号	159	平成元年	40	平成 12 年	39
第 2 位	平成 10 年台風 7 号	123	昭和 62 年	37	昭和 57 年	29
第 3 位	平成 3 年台風 19 号	70	平成 25 年	33	平成 6 年	29

長野県農作物等災害対策指針より

〈 果樹共済金支払いの推移 〉



お支払いできない被害

肥培管理や病虫害防除が不適切な場合など、対象となる災害以外に減収の原因がある場合には、支払われる共済金が減額されることがあります。

